西村あさひ法律事務所

FATF 勧告対応法の概要
—マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る国際基準対応に向けた法改正

金融ニューズレター　　2022 年 12 月 27 日

執筆者:
E-mail✉ 五十嵐 チカ　　E-mail✉ 芝 章浩

1. はじめに

経済活動のグローバル化や暗号資産等の技術革新による決済手段の多様化に伴い、取引や資金の流れが複雑化する中、依然として厳しいテロ情勢や大量破壊兵器の開発の継続等にみられるように国際社会及び我が国の安全への脅威は一層高まり、マネー・ローンダリング対策(anti-money laundering; AML)、テロ資金供与対策(countering the financing of terrorism; CFT)及び拡散金融[1]対策(countering proliferation financing; CPF)(総称して「AML/CFT/CPF」といわれます。)の重要性はますます増えています。このような状況下、金融活動作業部会(Financial Action Task Force。以下「FATF」といいます。)は、AML/CFT/CPF の国際基準である FATF Recommendations (初版 2012 年、直近改訂 2022 年、以下「FATF 勧告」といいます。)の改訂等を続けるとともに、各国における FATF 勧告の履行状況を相互に審査して AML/CFT/CPF の実効性向上を図る多国間枠組みを提供しています。

FATF は、2021 年 8 月 30 日、日本に対する第 4 次相互審査結果(以下「対日審査報告書」といいます。)を公表し[2]、本邦財務省は、同日、対日審査報告書で指摘された諸事項に関する今後 3 年間の具体的な取組みについて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を公表しました。行動計画に基づく政府の取組みの一環として、後記【図 1】記載のとおり、主として、

①国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」といいます。)
②外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」といいます。)
③組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号。以下「組織的犯罪処罰法」といいます。)
④国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成 3 年法律第 94 号。以下「麻薬特例法」といいます。)
⑤公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 67 号。以下「テロ資金提供処罰法」といいます。)
⑥犯罪収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」又は「犯収法」といいます。)

の 6 つの法律を改正する法案が 2022 年 10 月 26 日に国会に提出され、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 97 号。以下「本改正法」といいます。)が、同年 12 月 2 日に成立し、同月 9 日に公布されました。本改正法は 3 段階で施行され、それぞれの施行日は、(a)2022 年 12 月 29 日、(b)2023 年 9 月 9 日までの範囲で政令で指定される日、及び(c)2024 年 6 月 9 日までの範囲で政令で指定される日となります[3]。

本改正法の大枠は後記【図 2】のとおりですが、改正事項は多岐にわたります。そこで、本ニューズレターでは、本改正法の概要について、先行する他の法改正や自主規制との関係も含めて紹介することとします。

---

1 大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与をいいます。

2 https://www.nishimura.com/ja/newsletters/finance-law_210910.html

3 本改正法附則 1 条。

© Nishimura & Asahi 2022

【図 1】

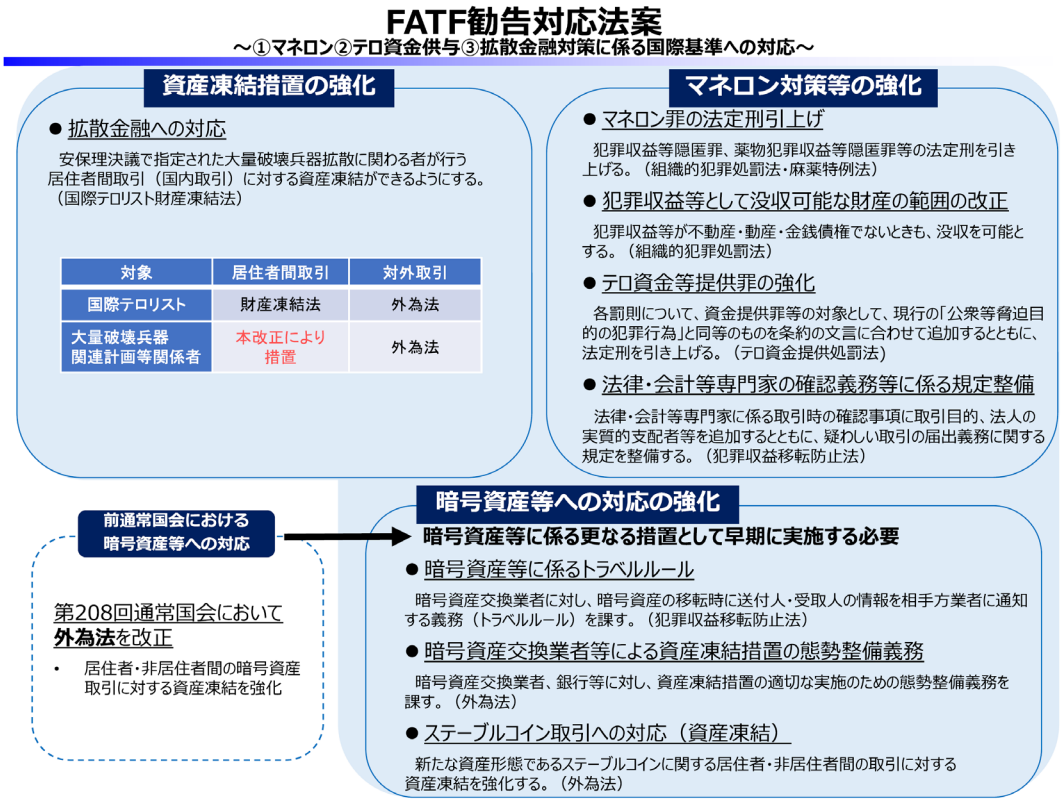

【図 2】

法　律	主な内容
国際テロリスト財産凍結法	・ 拡散金融への対応（居住者間取引に係る資産凍結）
外為法	・ 金融機関、暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務 ・ ステーブルコイン取引への対応（資産凍結）
組織的犯罪処罰法	・ マネロン罪の法定刑引上げ ・ 犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正
麻薬特例法	・ マネロン罪の法定刑引上げ
テロ資金提供処罰法	・ テロ資金等提供罪の強化
犯罪収益移転防止法	・ 暗号資産等に係るトラベルルール ・ 法律・会計等専門家の確認義務等に係る規定整備

《出典：図 1・図 2 共に内閣官房 HP》

© Nishimura & Asahi 2022

2. 犯罪収益移転防止法の一部改正

(1) 暗号資産の移転に係るトラベル・ルール等の法制化

FATF 勧告 13 は、金融機関に対してコルレス銀行業務及び同様の関係について相手方の調査等の措置を義務づけることを求めています。また、FATF 勧告 16 は、金融機関に対して電信送金に関して送金人及び受取人に関する情報を通知させること等を求めており、これがトラベル・ルールと呼ばれています。これらは、日本法でいう暗号資産の移転の場合についても適用が及ぶものとされています [4]。

本稿執筆時現在、日本においては、これらのルールは、法令ではなく、資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」といいます。)に基づく暗号資産交換業者の自主規制団体(認定資金決済業協会)である一般社団法人日本暗号資産取引業協会(以下「JVCEA」といいます。)により、会員の行う暗号資産交換業に関する自主規制規則において、2022 年 3 月に行われた改正によって定められています [5]。当該改正は 2022 年 4 月 1 日より(一部事項は 2022 年 10 月 1 日より)施行されていますが [6]、その経過規定により、犯罪収益移転防止法において関連する規定が置かれるまでは制限的な内容に留まります [7]。

本改正法により、これらのルールに関する規定が犯罪収益移転防止法に置かれることとなり [8]、その施行に伴い、対応する JVCEA の自主規制も全面施行されることとなります。

この改正は、2023 年 9 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます [9]。

(2) 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係るトラベル・ルールの整備

犯罪収益移転防止法上、銀行等の預貯金取扱金融機関及び資金移動業者による本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引に関してトラベル・ルールが規定されています [10]。また、2023 年 6 月までの施行が予定されている、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 61 号。以下「令和 4 年資金決済法等改正法」といいます。)7 条による改正後の犯罪収益移転防止法においては、令和 4 年資金決済法等改正法 1 条による改正後の資金決済法(以下「令和 4 年改正後資金決済法」といいます。)において電子決済手段等取引業者に対する新たな業規制が

---

4 FATF, *Updated Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers* (2021 年 10 月)82 頁。

5 JVCEA 自主規制規則「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」(以下「JVCEA 交換業 AML/CFT 規則」といいます。)6 条 2 項から 15 項まで。

6 JVCEA 交換業 AML/CFT 規則附則(本文記載の改正により追加されたもの)1 条、2 条 4 項。

7 JVCEA 交換業 AML/CFT 規則附則(本文記載の改正により追加されたもの)2 条 1 項から 3 項まで。

8 本改正法 6 条による改正後の犯収法(以下「本改正後犯収法」といいます。)10 条の 4、10 条の 5。

9 本改正法附則 1 条本文。

10 犯収法 10 条。

© Nishimura & Asahi 2022

導入されることを踏まえ [11]、電子決済手段等取引業者を特定事業者に追加した上で [12]、電子決済手段等取引業者(電子決済手段等取引業者とみなされる預貯金取扱金融機関及び資金移動業者を含みます。以下同じです。)による電子決済手段(特定信託受益権を除きます。)の移転(電子決済手段の交換等に伴うものを除きます。)に関するトラベル・ルールを規定しています [13]。

これらの規定では、支払又は移転を行う顧客に関する情報の通知が求められているものの、支払又は移転の相手方に関する情報の通知については求められていないという不備があります。そのため、本改正法により、支払又は移転の相手方に関する情報についても併せて通知することが求められることとなります [14]。

この改正は、2023 年 9 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます [15]。

(3) 法律・会計専門家の確認義務等に係る規定整備

犯罪収益移転防止法は、一定の事業者を特定事業者と定め、取引時確認や疑わしい取引の届出に関する義務を課しています。

特定事業者のうち、法律・会計専門家(以下「士業者」といいます。)以外の者は、顧客等との間で一定の取引(特定取引 [16]又はハ

---

11 令和 4 年改正後資金決済法では、主として法定通貨建てのステーブルコインを「電子決済手段」として定義し(令和 4 年改正後資金決済法 2 条 5 項)、新たな規制を導入しています。「特定信託受益権」は、電子決済手段の一種であり、トークンに表示される金銭信託の受益権であって、信託された金銭が全て預貯金により管理される等の要件を満たすもの)をいいます(令和 4 年改正後資金決済法 2 条 5 項 3 号、9 項)。また、令和 4 年改正後資金決済法において「電子決済手段等取引業」に対する新たな業規制(令和 4 年改正後資金決済法第 3 章の 2)が導入されます。電子決済手段等取引業には、以下のものが含まれます(令和 4 年改正後資金決済法 2 条 10 項、11 項)。

(a) 「電子決済手段関連業務」

(i) 「電子決済手段の交換等」(①電子決済手段の売買若しくは他の電子決済手段との交換又は②①の行為の媒介、取次ぎ若しくは代理)

(ii) 「電子決済手段の管理」他人のために電子決済手段の管理をすること(内閣府令で定めるものを除きます。)

(b) 資金移動業者の委託を受けて当該資金移動業者に代わって利用者との合意により資金移動業の未達債務形態のデジタルマネーの残高増減を行う業務

電子決済手段等取引業を行うには、電子決済手段等取引業者として登録を受ける必要があります(令和 4 年改正後資金決済法 2 条 12 項、62 条の 3)。ただし、預貯金取扱金融機関及び資金移動業者は、その発行する電子決済手段に関する電子決済手段関連業務を、電子決済手段等取引業者として登録を受けずに届出のみで行うことができ、この場合、電子決済手段等取引業者とみなされて業規制の対象となります(令和 4 年改正後資金決済法 62 条の 8)。

12 令和 4 年資金決済法等改正法 7 条による改正後の犯収法(以下「令和 4 年改正後犯収法」といいます。)2 条 2 項 31 号の 2。このほかにも、令和 4 年資金決済法では、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務実施計画の届出(令和 4 年改正後資金決済法 11 条の 2)を行った前払式支払手段発行者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者についても特定事業者に追加されています(令和 4 年改正後犯収法 2 条 2 項 30 号の 2、31 号の 3、31 号の 4、31 号の 5)。電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者については、脚注 34 ご参照。

13 令和 4 年改正後犯収法 10 条の 3。

14 本改正後犯収法 10 条、10 条の 3。

15 本改正法附則 1 条本文。

16 特定事業者の分類に応じて定められる一定の業務のうちの一定の取引として定められています(犯収法 4 条 1 項、別表、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成 20 年政令第 20 号。以下「犯収法施行令」といいます。)7 条)。

© Nishimura & Asahi 2022

イリスク取引[17])を行う際、原則として、当該顧客等について、①当該顧客等及び/又は代表者等[18]の本人特定事項[19]、②取引目的、③顧客等が自然人である場合は職業、法人である場合は事業内容、④法人である場合は実質的支配者の本人特定事項、⑤200 万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引の場合には資産及び収入の状況を、それぞれ確認しなければなりません(取引時確認)[20]。

これに対して、特定事業者である士業者のうち、司法書士(法人)、行政書士(法人)、公認会計士(法人)及び税理士(法人)が確認すべき事項は、上記①のみに限定されていましたが[21]、本改正法により犯罪収益移転防止法が改正され、司法書士(法人)については上記②～④の事項についても、行政書士(法人)、公認会計士(法人)及び税理士(法人)については、上記②～⑤の事項についても、それぞれ確認すべき義務が課されることとなります[22]。

他方、特定事業者である士業者のうち、弁護士等[23]については、日本弁護士連合会の会則で上記①の確認及び記録保存等に関して定められるものとされていますが[24]、本改正法により、日本弁護士連合会の会則で上記①に加えて上記②～④の確認も含む取引時確認及び記録保存等に関しても定められることとなります[25]。

また、特定事業者のうち、士業者以外の者は、特定業務に係る取引[26]について、①収受した財産が犯罪収益である疑いがあるかどうか、又は、②顧客等が犯罪収益等隠匿罪又は薬物犯罪収益等隠匿罪に該当する行為を行っているかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合には、原則として、速やかに行政庁に届け出なければなりません(疑わしい取引の届出)。

本改正法により、犯罪収益移転防止法が改正され、特定事業者である士業者のうちの行政書士(法人)、公認会計士(法人)及び税理士(法人)については、その業務において行う顧客のためにする一定の行為又は手続(特定受任行為[27])の代理又は代行(以下「特別受任行為の代理等」といいます。)について、上記①及び②を確認の上、これらの疑いがあると認められる場合には、原則として、速やかに行政庁に届け出なければならないこととなります[28]。

これらの改正は、2024 年 6 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます[29]。

---

17 具体的には、(a)なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引、(b)特定国等(本稿執筆時現在ではイラン及び北朝鮮)に居住している顧客等との取引、(c)外国 PEPs(重要な公的地位にある者(Politically Exposed Persons))との取引をいいます(犯収法 4 条 2 項、犯収法施行令 12 条)。

18 当該顧客等の属性等により異なります。

19 自然人の本人特定事項は、氏名、住居及び生年月日をいい、法人の特定事項は名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいいます(犯収法 4 条 1 項 1 号)。

20 犯収法 4 条 1 項から 5 項まで、犯収法施行令 11 条。

21 犯収法 4 条 1 項、2 項。

22 本改正後犯収法 4 条 1 項、2 項。

23 犯収法上、「弁護士等」とは、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいいます(犯収法 4 条 1 項、2 条 2 項 45 号)。

24 犯収法 12 条 1 項。

25 本改正法 6 条による改正後の犯収法 12 条 1 項。弁護士等は、顧客等が取引時確認に応じない場合には犯収法 5 条の準用により取引を拒絶できます(本改正後犯収法 12 条 2 項)。

26 特定取引(同法施行令 7 条)として列挙されていない取引も含み得るより広い概念です。

27 具体的には、以下の行為又は手続が原則として「特別受任行為」に該当するものと定められています(犯収法別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄)。

(a) 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

(b) 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続

(c) 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

28 本改正後犯収法 8 条 2 項。

29 本改正法附則 1 条ただし書 2 号。

© Nishimura & Asahi 2022

3. 外為法の一部改正

(1) 電子決済手段及びデジタルマネーに関する制度整備

2023 年 6 月までに施行が予定されている令和 4 年資金決済法等改正法により、資金決済法や銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)においては電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者[30]の業規制が導入されることを踏まえ、外為法では、概要、以下の制度整備がなされます。

銀行等の預貯金取扱金融機関、資金移動業者及び暗号資産交換業者は、外為法上、顧客の支払等に係る一定の為替取引又は暗号資産の移転につき、外為法上の経済制裁措置を遵守していることの確認が求められるほか(適法性確認)[31]、当該顧客及びその代表者等について本人確認を行うことが求められています(本人確認)[32]。本改正法では、電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者に対しても、同様の適法性確認義務及び本人確認義務を課しています[33]。

また、外為法では、一定の取引又は行為を資本取引と定義し[34]、また、一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして[35]、経済制裁措置や事前届出、事後報告の対象としていますが[36]、本改正法では一定の電子決済手段に関する取引を資本取引とみなすこととしています[37]。

---

30 令和 4 年資金決済法等改正法 6 条による改正後の銀行法(以下「令和 4 年改正後銀行法」といいます。)においては、「電子決済等取扱業」に対する新たな業規制(令和 4 年改正後銀行法第 7 章の 5)が導入されます。電子決済等取扱業には、(a)銀行の委託を受けて銀行のために預金者との合意により預金形態のデジタルマネーの残高増減を行う業務と(b)(a)に関して当該銀行のために預金契約の締結の媒介を行う業務が含まれます(令和 4 年改正後銀行法 2 条 17 項)。電子決済等取扱業を営むには、電子決済等取扱業者として登録を受ける必要があります(令和 4 年改正後銀行法 2 条 18 項、52 条の 60 の 3)。同様に、令和 4 年資金決済法等改正法により、信用金庫との関係では信用金庫電子決済等取扱業者に対する業規制が(令和 4 年資金決済法等改正法 4 条による改正後の信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)第 9 章の 3)、信用協同組合との関係では信用協同組合電子決済等取扱業者に対する業規制が(令和 4 年資金決済法等改正法 3 条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和 24 年法律第 183 号)6 条の 4 の 3 から 6 条の 5 まで)、それぞれ導入されます。

31 銀行等の預貯金取扱金融機関については、外為法 17 条が適法性確認義務を、外為法 17 条の 2 が財務大臣の是正措置等をそれぞれ定めており、これらの規定が、資金移動業者(外為法 17 条の 3)及び暗号資産交換業者(外為法 17 条の 4)に準用されています。なお、暗号資産交換業者への準用を定める外為法 17 条の 4 は、2022 年 4 月 20 日に成立し公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 28 号。以下「令和 4 年外為法改正法」といいます。)により加えられたものであり、同年 5 月 10 日より施行されています。

32 銀行等の預貯金取扱金融機関については、外為法 18 条が顧客及びその代表者等についての本人確認義務を、外為法 18 条の 2 が本人確認に応じない場合に取引を拒絶できる旨を、外為法 18 条の 3 が本人確認記録の作成・保存義務を、外為法 18 条の 4 が財務大臣による是正措置を定めており、この規定が、資金移動業者(外為法 18 条の 5)及び暗号資産交換業者(外為法 18 条の 6)に準用されています。なお、暗号資産交換業者への準用を定める外為法 18 条の 6 は、令和 4 年外為法改正法により加えられたものであり、2022 年 5 月 10 日より施行されています。

33 本改正法 2 条による改正後の外為法(以下「本改正後外為法」といいます。)では、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者、信用協同組合電子決済等取扱業者及び暗号資産交換業者を「電子決済手段等取引業者等」と定義し、その行う電子決済手段の移転、(資金移動業の未達債務又は預金形態の)デジタルマネーの残高増減及び暗号資産の移転のうち一定のものを「電子決済手段等の移転等」と定義した上で(本改正後外為法 16 条の 2)、銀行等の預貯金取扱金融機関の適法性確認義務及び本人確認義務に関する規定を電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合について準用しています(本改正後外為法 17 条の 4 第 1 項、18 条の 6 第 1 項)。加えて、資金移動業者、銀行、信用金庫又は信用協同組合の発行する電子決済手段の移転又は(資金移動業の未達債務又は預金残高の形態の)デジタルマネーの残高の増減について、電子決済手段等取引業者等が適法性確認義務及び本人確認義務を負う場合には、当該資金移動業者、銀行、信用金庫又は信用協同組合は適法性確認義務及び本人確認義務を負わないものとされています(本改正後外為法 17 条の 4 第 2 項、18 条の 6 第 2 項)。

34 外為法 20 条。

35 外為法 20 条の 2。この規定は、令和 4 年外為法改正法により加えられたものであり、2022 年 5 月 10 日より施行されています。

36 外為法 21 条、22 条、23 条、24 条の 2 から 25 条の 2、55 条の 3。

37 本改正後外為法では、電子決済手段と暗号資産を併せて「電子決済手段等」と定義し(本改正後外為法 6 条 9 号)、一定の電子決済手段等に関する取引を資本取引とみなしています(同法 20 条の 2)。

© Nishimura & Asahi 2022

加えて、銀行等の預貯金取扱金融機関、信託会社、外国信託会社、第一種・第二種金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、外為法上、顧客等との間で資本取引に係る契約の締結その他の一定の行為を行うに際しては、当該顧客等及びその代表者等について本人確認を行うことが求められています(本人確認)[38]。本改正法では、電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者に対しても同様に本人確認義務を課すこととしています[39]。

さらに、銀行等の預貯金取扱金融機関、第一種・第二種金融商品取引業者及び暗号資産交換業者は、外為法上、一定の資本取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、財務大臣に対する報告義務が課されています[40]。本改正法では、電子決済手段等取引業者についても同様に報告義務を課すこととしています[41]。

この改正は、2023 年 9 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます[42]。

(2) 外国為替取引等取扱業者遵守基準に関する規定の整備

本改正法により、外為法上の本人確認義務が課されている事業者(銀行等の預貯金取扱金融機関、信託会社、外国信託会社、第一種・第二種金融商品取引業者、暗号資産交換業者、電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者、資金移動業者及び両替業者)のうち政令で定める一定の者(外国為替取引等取扱業者)は、支払等、顧客の支払等に係る為替取引[43]、特定資本取引以外の資本取引[44]、又は特定資本取引(外国為替取引等)を行うに当たって、これらが経済制裁措置の対象となっているかどうかを確認するために必要な事項について主務大臣が定めた基準(外国為替取引等取扱業者遵守基準)を遵守することとされています[45]。

主務大臣には、外国為替取引等取扱業者遵守基準の遵守を確保するため、外国為替取引等取扱事業者に対して指導又は助言を経て勧告及び命令を行う権限も付与されています[46]。

この改正は、2024 年 6 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます[47]。外国為替取引等取扱業者とされる者の範囲や、外国為替取引等取扱業者遵守基準の具体的内容は、政令及び主務省令の制定を待って確認する必要があります。

4. 国際テロリスト財産凍結法の一部改正

国際テロリスト財産凍結法は、テロ資金供与対策の観点から国際テロリストによる国内取引等についての財産凍結等の措置

---

38 外為法 22 条の 2 第 1 項、同条 2 項において準用する 18 条 2 項から 4 項までが顧客等及びその代表者等についての本人確認義務を、外為法 22 条の 2 第 2 項において準用する外為法 18 条の 2 が本人確認に応じない場合に取引を拒絶できる旨を、外為法 22 条の 2 第 2 項において外為法 18 条の 3 が本人確認記録の作成・保存義務を、外為法 22 条の 2 第 2 項において準用する外為法 18 条の 4 が財務大臣による是正措置を定めています。なお、暗号資産交換業者については、令和 4 年外為法改正法により加えられたものであり、2022 年 5 月 10 日より施行されています。

39 本改正後外為法 22 条の 2 は、従前の暗号資産交換業者に替えて電子決済手段等取引業者等を適用対象としています。電子決済手段等取引業者等の意義については、脚注 37 ご参照。

40 外為法 55 条の 3 第 2 項。なお、暗号資産交換業者については、令和 4 年外為法改正法により加えられたものであり、2022 年 5 月 10 日より施行されています。

41 本改正後外為法 55 条の 3 第 2 項。

42 本改正法附則 1 条本文。

43 電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転を行う場合を含みます。電子決済手段等取引業者等及び電子決済手段等の移転の意義については、脚注 37 ご参照。

44 ①電子決済手段等取引業者が、資金移動業者の委託を受けて当該資金移動業者に代わって利用者との合意により資金移動業の未達債務形態のデジタルマネーの残高増減を行う行為(令和 4 年改正後資金決済法 2 条 10 項 4 号)を行う場合や、②電子決済等取扱業者が、(a)銀行の委託を受けて銀行のために預金者との合意により預金形態のデジタルマネーの残高増減を行う行為又は(b)(a)に関して当該銀行のために預金契約の締結の媒介を行う行為(令和 4 年改正後銀行法 2 条 17 項各号)を行う場合も含みます。

45 本改正後外為法 55 条の 9 の 2。

46 本改正後外為法 55 条の 9 の 3、55 条の 9 の 4。

47 本改正法附則 1 条ただし書 2 号。

© Nishimura & Asahi 2022

(経済制裁措置)を定めていますが、本改正法により、拡散金融対策の観点から、大量破壊兵器関連計画等関係者も経済制裁措置の対象者に追加され [48]、併せて、題名も「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に変更されることになります [49]。

また、国際テロリスト財産凍結法に基づく財産凍結等の措置では、対象者を債権者とする一定の政令で定める金銭債務(預貯金債務、保険金債務、借入金債務など)に係る履行及び債権譲渡が(対象者及び相手方ともに)禁止されていますが [50]、本改正法により、当該債権の範囲が金銭債権に限らず、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務についても政令指定により対象とすることができるようになります [51]。

この改正は、2023 年 9 月 9 日までの範囲で政令で指定される日に施行されます [52]。

5. 組織的犯罪処罰法・麻薬特例法の一部改正

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法は、いずれもマネー・ローンダリングに関わる行為を犯罪として処罰することを定める法律ですが、本改正法により、法定刑の引上げが行われることになります [53]。

また、麻薬特例法とは異なり、組織的犯罪処罰法において犯罪収益等として没収することができる財産の範囲は、不動産、動産又は金銭債権に限られていますが [54]、本改正法によりこのような制限は撤廃されることになります [55]。これにより、例えば、暗号資産や暗号資産の移転に係る債権なども没収可能となるものと考えられます。

この改正は、2022 年 12 月 29 日に施行されます [56]。

6. テロ資金提供処罰法の一部改正

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与に関わる行為を犯罪として処罰することを定める法律ですが、本改正法により、資金供与の禁止の対象となるテロの範囲が大幅に拡充されるとともに法定刑も引き上げられ [57]、併せて、題名も「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に変更されることになります [58]。

この改正は、2022 年 12 月 29 日に施行されます [59]。

---

48 本改正法 1 条による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(以下「本改正後財産凍結法」といいます。)3 条 2 項等。

49 本改正法 1 条。

50 国際テロリスト財産凍結法 9 条 4 号及び 5 号並びに 15 条 4 号及び 5 号、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成 27 年政令第 356 号)6 条。

51 本改正後財産凍結法 9 条 4 号及び 5 号並びに 15 条 4 号及び 5 号。

52 本改正法附則 1 条本文。

53 本改正法 3 条による改正後の組織的犯罪処罰法(以下「本改正後組織的犯罪処罰法」といいます。)9 条 1 項から 3 項まで、10 条 1 項及び 11 条並びに本改正法 4 条による改正後の麻薬特例法 6 条 1 項及び 7 条。

54 組織的犯罪処罰法 13 条 1 項柱書。なお、本文に述べたように麻薬特例法においてはこのような制限はありません(麻薬特例法 11 条 1 項)。

55 本改正後組織的犯罪処罰法 13 条 1 項柱書。

56 本改正法附則 1 条ただし書 1 号。

57 本改正法 5 条による改正後の公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律 1 条 2 項、2 条 1 項、3 条 1 項から 3 項まで、4 条 1 項並びに 5 条 1 項及び 2 項。

58 本改正法 5 条。

59 本改正法附則 1 条ただし書 1 号。

© Nishimura & Asahi 2022

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022